

第3号議案 定款並びに役員等の報酬等及び費用に関する規程の一部変更に関する件

一般社団法人 大和青色申告会 定款 新旧対照表

現 行	変 更 案
〔会員資格の喪失〕 第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき (3) 総正会員が同意したとき (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき (5) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。 (6) 当該会員を除名されたとき (参考) 〔経費の負担〕 第8条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費規程に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。	〔会員資格の喪失〕 第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) <u>第8条の支払義務を特別の事由（書面申請）のある場合を除き、当該年度の9月末日までに履行しなかったとき</u> (3) 総正会員が同意したとき (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき (5) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき (6) 当該会員を除名されたとき ※ <u>この定款の一部変更（第11条）は、令和6年5月29日より施行する。</u>

一般社団法人 大和青色申告会 役員等の報酬等及び費用に関する規程 新旧対照表

現 行	変 更 案																																				
[別 表] 交通費実費弁償等 (管内出張旅費) <table border="1"> <tr> <th>対 象 会 議</th><th>金 額 (円)</th></tr> <tr> <td>役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等</td><td>一律1回 1, 0 0 0</td></tr> </table> (近距離出張旅費) 25キロ以内 <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 開 催 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田</td><td>2, 0 0 0</td></tr> </table> (遠距離出張旅費) 25キロ超 <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 開 催 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>藤沢、横浜、小田原、新宿、横須 賀</td><td>3, 0 0 0</td></tr> </table> (その他出張旅費) <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 の 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>東京</td><td>4, 0 0 0</td></tr> <tr> <td>千葉県、山梨県 他</td><td>実費負担</td></tr> </table> ※ ただし、主催者側より支給があったときは、その分を除く [規程の改廃] 第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。 附 則 1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。	対 象 会 議	金 額 (円)	役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等	一律1回 1, 0 0 0	会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)	厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田	2, 0 0 0	会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)	藤沢、横浜、小田原、新宿、横須 賀	3, 0 0 0	会 議 等 の 場 所	旅 費 (円)	東京	4, 0 0 0	千葉県、山梨県 他	実費負担	[別 表] 交通費実費弁償等 (管内出張旅費) <table border="1"> <tr> <th>対 象 会 議</th><th>金 額 (円)</th></tr> <tr> <td>役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等</td><td>一律1回 <u>1, 5 0 0</u></td></tr> </table> (近距離出張旅費) 25キロ以内 <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 開 催 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田、<u>藤沢</u></td><td><u>3, 0 0 0</u></td></tr> </table> (遠距離出張旅費) 25キロ超 <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 開 催 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>横浜、小田原、新宿、横須賀</td><td><u>4, 0 0 0</u></td></tr> </table> (その他出張旅費) <table border="1"> <tr> <th>会 議 等 の 場 所</th><th>旅 費 (円)</th></tr> <tr> <td>東京</td><td><u>5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>千葉県、山梨県 他</td><td><u>実費負担及び出張費として1, 0 0 0を別途支給する。</u></td></tr> </table> ※ ただし、主催者側より支給があったときは、その分を除く [規程の改廃] 第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。 附 則 1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2. <u>この規程の一部変更(第7条 別表)は、令和6年5月29日より施行する。</u>	対 象 会 議	金 額 (円)	役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等	一律1回 <u>1, 5 0 0</u>	会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)	厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田、 <u>藤沢</u>	<u>3, 0 0 0</u>	会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)	横浜、小田原、新宿、横須賀	<u>4, 0 0 0</u>	会 議 等 の 場 所	旅 費 (円)	東京	<u>5, 0 0 0</u>	千葉県、山梨県 他	<u>実費負担及び出張費として1, 0 0 0を別途支給する。</u>
対 象 会 議	金 額 (円)																																				
役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等	一律1回 1, 0 0 0																																				
会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)																																				
厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田	2, 0 0 0																																				
会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)																																				
藤沢、横浜、小田原、新宿、横須 賀	3, 0 0 0																																				
会 議 等 の 場 所	旅 費 (円)																																				
東京	4, 0 0 0																																				
千葉県、山梨県 他	実費負担																																				
対 象 会 議	金 額 (円)																																				
役員会、理事会、監事会、委員会 各種研修会 指導会等	一律1回 <u>1, 5 0 0</u>																																				
会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)																																				
厚木、平塚、茅ヶ崎、秦野、相模 原、町田、 <u>藤沢</u>	<u>3, 0 0 0</u>																																				
会 議 等 開 催 場 所	旅 費 (円)																																				
横浜、小田原、新宿、横須賀	<u>4, 0 0 0</u>																																				
会 議 等 の 場 所	旅 費 (円)																																				
東京	<u>5, 0 0 0</u>																																				
千葉県、山梨県 他	<u>実費負担及び出張費として1, 0 0 0を別途支給する。</u>																																				

一般社団法人 大和青色申告会

入会金並びに会費の納入および交付金、旅費等の交付の取扱いについて（抜粋）

現 行	変 更 案
2. 会費の納入 (2) 新しく入会した正会員は、原則として入会した月の翌月分からの会費を納付するものとする。 準会員A及びBは、年度の中途入会の場合であっても会費の月数按分はしない。	2. 会費の納入 (2) 新しく入会した正会員は、原則として入会した月の翌月分からの会費を納入するものとする。 <u>ただし、会員資格を喪失した年度と同一年度に再入会した場合は、入会金とともに再入会した年度（一年分）の会費を納入しなければならない。</u> 準会員A及びBは、年度の中途入会の場合であっても会費の月数按分はしない。 4. 施行日 1. この取扱いは、平成7年4月1日より施行する。 2. この取扱いの改廃は、理事会の決議による。 省略 15. この取扱いの一部変更 2.(2) は、令和6年5月29日より施行する。